

# 青森県報

第百六十三号

令和二年  
五月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主  
として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並  
びに担当する診療科名の変更の届出……………

○ 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

○ 特定行為業務の登録……………

○ 家畜伝染病の発生……………

○ 公共測量の実施……………

### 公 告

○ 青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札……………

○ 種苗生産事業者講習会の開催……………

### 公 営 企 業

○ 青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………

○ 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………

○ 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………

|            |               |            |          |          |              |          |            |            |            |
|------------|---------------|------------|----------|----------|--------------|----------|------------|------------|------------|
| (保健衛生課) …… | (高年齢福祉保険課) …… | (障害福祉課) …… | (畜産課) …… | (監理課) …… | (農林水産政策課) …… | (林政課) …… | (整備企画課) …… | (病院総務課) …… | (病院管理課) …… |
| …三         | …三            | …三         | …三       | …三       | …四           | …五       | …六         | …六         | …七         |

## 告 示

## 示

### 青森県告示第四百四十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 変更後             | 変更前             | 変更後           | 変更前                 | 変更後                | 変更前         | 区分       |
|-----------------|-----------------|---------------|---------------------|--------------------|-------------|----------|
| 難病指定            | 難病指定            | 難病指定          | 難病指定                | 難病指定               | 難病指定        | 指定医の区分   |
| 真里谷 靖           | 千葉 紀之           | 村上 洋          |                     |                    |             | 氏名       |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 | 一部事務組合 青森県立中央病院 | 青森市民病院        | 青森市市民病院             | 弘前大学医学部附属病院        | 国民健康保険柳中央病院 | 名称       |
| 八戸市大字白銀町字南ヶ丘一   | 青森市東造道二丁目一の一    | 青森市勝田一丁目一四の二〇 | 青森市大字本町五三           | 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井七四の二 |             | 所在地      |
| 放射線科            | 整形外科            | 内科            | 内分泌内科学科、糖尿病科、代謝内科学科 |                    |             | 担当する診療科名 |
| 二・一・一           | 令和元・二〇・一        | 平成三〇・四・一      |                     |                    |             | 変更年月日    |



|                |                   |                      |                      |
|----------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 変更後            | 変更前               | 変更後                  | 変更前                  |
| 難病指<br>定医      | 難病指<br>定医         | 浅利<br>ゆう             | 難病指<br>定医            |
| 福井<br>康三       |                   |                      |                      |
| 鳴海病院           | 青森市民病<br>院        | 弘前大学医<br>学部附属病<br>院  | つがる西北<br>五広域連合<br>病院 |
| 弘前市大字品川<br>町一九 | 青森市勝田一丁<br>目一四の二〇 | 弘前市大字本町<br>五三        | 五所川原市字岩<br>木町一二の三    |
| 心臓血管<br>外科     |                   | 内科、内分泌<br>科、代謝内<br>科 | 内分泌・<br>糖尿病・<br>代謝内科 |
| 〃              |                   | 〃                    | 〃                    |

青森県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

|                |                         |               |                            |              |
|----------------|-------------------------|---------------|----------------------------|--------------|
| 氏名称又は<br>氏名    | 指定居宅サービス事業者             | 居宅サービス<br>の種別 | 居宅サービス事業を行う<br>事業所         | 指定<br>年月日    |
| 株式会社グ<br>ランリーフ | 弘前市大字東城<br>北二丁目三の一<br>四 | 訪問介護          | 訪問介護事<br>業所 桜の木            | 令和<br>二・五・二〇 |
|                |                         |               | 南津軽郡藤崎町<br>大字藤崎字村井<br>二五の五 |              |

青森県告示第四百四十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用す

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

|              |              |            |                     |                      |                                 |             |
|--------------|--------------|------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|-------------|
| 登録<br>番号     | 登録<br>年月日    | 氏名又は<br>名称 | 住<br>所              | 事<br>業<br>所          | 業<br>務<br>開<br>始<br>年<br>月<br>日 | 備<br>考      |
| 〇三〇〇〇<br>〇三五 | 令和<br>二・五・二〇 | 青森県        | 青森市長<br>一島一丁目<br>の一 | 青森県立<br>青森若葉<br>養護学校 | 青森市東<br>造道一丁<br>目七の一            | 令和<br>二・五・三 |

青森県告示第四百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

|              |           |               |    |               |                       |
|--------------|-----------|---------------|----|---------------|-----------------------|
| 家畜伝染<br>病の種類 | 家畜の<br>種類 | 患者、疑似<br>患者の別 | 頭数 | 発生<br>の場所又は区域 | 発<br>生<br>年<br>月<br>日 |
| ヨーネ病         | 牛         | 患者            | 一  | つがる市          | 令和<br>二・五・三           |

青森県告示第四百四十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

令和二年五月十八日から令和三年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

公 告

青森県農林水産部車両賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県農林水産部車両 一式

二 賃貸借期間

令和二年十月一日から令和七年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び配置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契

約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成十一年六月三十日施行）第五で規定する競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する自動車については、県が示した仕様を満たすこと及び保守・修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県農林水産部農林水産政策課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

令和二年六月二十六日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ

電話 ○一七―七三四―九四六〇

6 提出部数 一部

六 入札及び開札に関する事項

1 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟五階農林水産部C会議室

令和二年七月十三日 午前十時

2 入札説明書の交付場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ

電話 〇一七―七三四―九四六〇

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借に係る仕様が満たされていないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和二年度の契約金額とする。ただし、令和三年度から令和六年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、令和七年度の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be leased:

(1) Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries

Aomori Prefectural Government  
Vehicle: 1 set

(2) Specifications of other lease articles: According to tender documentation

2 Deadline for tender:

10:00 p.m. July 13 2020

3 Contact for the notice:

Agriculture, Forestry, and Fisheries  
Policy Division  
Department of Agriculture,  
Forestry, and Fisheries  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1, Nagashima  
Aomori City, Aomori  
030-8570 JAPAN  
TEL 017-734-9460

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、令和二年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三条の規定により公告する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

|             |     |                    |                 |                               |
|-------------|-----|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 開催日時        | 年月日 | 開催時間               | 所在地             | 会場                            |
| 令和二年七月十日(金) |     | 午前九時十五分から午後四時四十分まで | 十和田市大字相坂字高清水三八七 | 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場 |

二 講習科目

1 種苗に関する法令

2 種苗の産地及び系統に関する事項

3 種苗の生産技術に関する事項

三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書(申込用紙は、住所を管轄する地域県民局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ(電話〇一七―七三四―九五―三番)に問い合わせること。

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第五号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。  
第百八条の次に次の一条を加える。  
第百八条の次に次の一条を加える。

(入札者心得書に係る適用除外)

第百八条の二 前条の規定による入札者心得書第四条第八項の規定は、災害その他の理由により同項の規定を適用することが適当でないと知事が認める一般競争入札については、適用しない。

2 前項の一般競争入札に対するこの規程の規定の適用に当たつての技術的読替えその他この規程の規定の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和二年五月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第七号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項を次のように改める。

年次休暇を使用しようとする職員は、あらかじめ就業管理システム(通信機器及び通信回路により相互に接続された電子計算機、印刷装置等の複合体を利用して行う職員の服務に関する届出等に係る業務処理の体系をいう。以下同じ。)により管理者に届け出るものとする。

第二十四条第三項を次のように改める。

3 病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ就業管理システムにより管理者に請求しなければならない。  
第二十四条第八項を次のように改める。

8 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ就業管理システムにより管理者に請求しなければならない。  
第二十五条第一項中「前条第二項又は第七項」を「前条第三項又は第八項」に改める。

第四十三条の見出しを「(出退勤の記録)」に改め、同条中「(中央病院等に勤務する職員を除く。)」を削り、「直ちに出勤簿(第十三号様式)に押印又は自署」を「又は退勤しようとするときは、就業管理システムにより出勤時刻又は退勤時刻を記録」に改める。  
第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十八条中「中央病院等に勤務する職員にあつては勤怠管理システムにより、それ以外の職員にあつては時間外勤務等命令票(第十五号様式)」を「就業管理システム」に改める。

第二号様式から第四号様式の二までを次のように改める。

第2号様式から第4号様式の2件を 削除

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式 削除

第十五号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

附 則

この規程は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項、第四十三条及び第四十四条の改正規定並びに第十三号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量  
青森県立中央病院洗濯業務委託等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和二年三月二十七日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社東洋社  
青森市南佃二丁目二六の六
- 六 落札金額  
年額一億二千七百十万六千五百七十九円
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
令和二年二月十四日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円